



自姫路第 200 号

平成 23 年 11 月 25 日

東急車両特装株式会社 殿

自動車検査独立行政法人

近畿検査部 姫路事務所



改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

〔指示事項〕

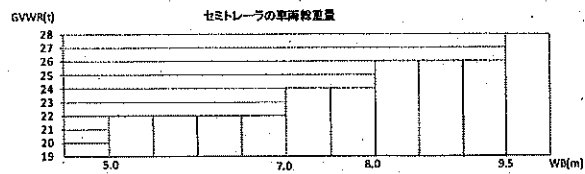
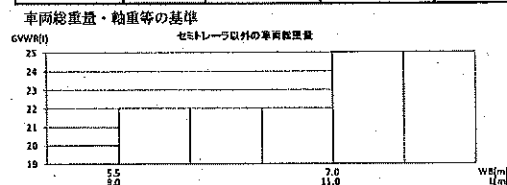
- ・審査の際は、本紙と添付資料を提示すること。
- ・本車両は、保安基準第4条〔車両総重量004〕について基準の緩和を必要とする。
- ・本改造は、車台番号 TF36H2C3-82365・TF36H2C3-82366 の2台限りとする。
- ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しは交付できない。

主要諸元比較表

標準車両の類別等を記載する。(0708)

項 目				項 目			
標準車		改造車		標準車		改造車	
基準・限度		基準・限度		基準・限度		基準・限度	
車 名		東 急		乗 車 定 員 人		—	
型 式		TF36H2C3		最大積載量 kg		28700	
自動車の種別		普通		—		21000	
用 途		貨物		—		—	
車 体 の 形 状		セミトレーラ		ダンブセミトレーラ		—	
燃 料 の 種 類		—		—		—	
原 動 機 型 式		—		—		—	
総排気量 (L) 又は定格出力 (kW)		—		—		—	
長 さ m		12.145 (11.800)		9.355 (8.715)		≤12m	
幅 m		2.490		—		≤2.5m	
高 さ m		2.260		3.270		≤3.8m	
軸 距 m		6.910+1.300 +1.300=9.510		4.700+1.300 +1.300=7.300		—	
輪距 m		前 軸		—		—	
		後 軸		1.850		—	
室内又は		長さ m		12.000		8.500	
荷台の内		幅 m		2.470		2.300	
側の寸法		高さ m		—		1.200	
車 両 重 量 kg		前前軸重		1340		2860	
		後前軸重		1970		2870	
		後中軸重		1970		2870	
		後後軸重		1970		2870	
計		7250		11470		—	

車 両 総 重 量 kg		前前軸重		10460		8985	
		後前軸重		8500		7825	
		後中軸重		8495		7830	
		後後軸重		8495		7830	
		計		35950		32470	
最大安定傾斜角度°		左		50		※41	
		右		50		※41	
タイヤサイズ		前前軸		—		—	
		後前軸		11R 22.5-14PR		←	
		後中軸		11R 22.5-14PR		←	
		後後軸		11R 22.5-14PR		←	
前輪荷重割合		空 車		—		—	
		積 車		—		—	
リヤ・オーバーハングm		2.090		1.210		≤1/2L (3.650m)	
荷台オフセットm		2.610		1.750		—	
最小回転半径m		—		※8.0		≤12m	



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg≤18t	kg≤20t	kg≤19t

能力強度等検討書

制動能力	踏 力	N	km/h	m	車 軸 強 度	σ _s /σ	/	≥1.6
	空気圧	kPa			操縦装置強度	σ _s /σ	/	≥1.3
推進力	回転数	Rev/Min	/	≥1.3	緩衝装置強度	σ _s /σ	/	≥1.6
	強 度	σ _s /σ	/	≥1.6	制動装置強度	σ _s /σ	/	≥1.3
車枠強度	σ _s /σ	570	/	61.251×2.5 = 3.72 ≥1.6	連結装置強度	σ _s /σ	/	≥1.6
	σ _v /σ	460	/	61.251×2.5 = 3.01 ≥1.3				

注1：能力検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。

注2：指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。

注3：現車審査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。(9. (1) 関係)

注4：※印はいすゞLDC-EXD52AD型トラックと連結時の計算値を示す。

(日本工業規格 A列4番)

Y49035

改 造 等 の 概 要

目 的	当該車両は東急TF36H2C3型セミトレーラ（23国自審第194号新02125号）、類別0708を、分割可能な貨物の安全輸送をはかるために変更する。あおり型、固縛を前提にしないもの。
車枠及び車体	主レールホイールベース間前部の断面形状を変更し、キックアップ長さを2.730mから1.900mに変更する。
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1：変更のない事項に浮いては、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコールの届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

